

内閣府再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース

暖かく健康快適な暮らしをゼロエネで全ての人に届けるために

住宅の省エネ目標をバックキャスティングで設定し

期限を決めて猛スピードで今すぐ実行しよう

< 発表編 >



東京大学大学院工学系研究科建築学専攻  
准教授 前真之

「健康快適な暮らし」を「限りなく少ないエネルギーコスト」で「全ての人に届ける」ために

**住宅は最も有望な投資先** 日本の脱炭素化と健康・快適な暮らしのために「直ちに」「できるだけ」投資すべし

- 住宅の省エネは従来家電や給湯機の高効率化が主だったが、すでに弾切れ 建物全体の高性能化が不可欠
- 工場やオフィスのゼロエネ化は困難だが、住宅(特に戸建)のゼロエネ化は容易 ZEH普及は日本全体の脱炭素化に極めて有効
- 住宅は生活の中心であり国民福祉の根幹 アフターコロナの流れの中で居住環境への関心が高まっている今が絶好の好機
- 長期に使われる建築物は「ロックイン効果」が非常に大きい 良質な住宅ストックを形成する「最後のチャンス」 最優先で投資すべき

**省エネ基準の適合義務化先送り・ZEH普及の遅れは大問題** **住宅の省エネは民間丸投げでは進まない** **速やかな適合義務化が必要**

- 省エネの3点セットは「断熱」「高効率設備」「太陽光発電」 住宅省エネ規制は「断熱のみ基準」→「断熱&一次エネ基準」へ
- 本来は2020年に省エネ基準適合義務化 → 説明義務化とトップランナー制度にトーンダウン 基準を満たさなくても家は建ってしまう!
- 国交省の政策は「目標レベルが低い」「タイムリミットの設定がない」 省エネ基準は低レベルなのに適合義務化の期限は未定
- ゼロエネZEHは経産省主導 国交省との縄張り争いの中で2030年ZEH標準化はおぼつかない状況
- 住宅の省エネを民間丸投げにしてはダメ! 国が規制して高いレベルを早期に適合義務化することは絶対必要

**産官学を上げて日本全体の英知を結集し地域の実情に即した、ZEHを超える真の「エネルギー自立住宅」の開発・普及を促進しよう**

- 経産省ZEHは究極のエコハウスにあらず 系統への売電・買電に頼らない真のエネルギー自立住宅を目指すべき
- オールシーズンでのエネルギー自立には冬の無暖房化が重要 断熱+日射取得+蓄熱で実現可能 すでに全国で多くの実績
- 地域の実情に合わせた独自の取り組みを後押し 新技術のWEBプロ評価を積極的に進め新技術の開発・普及を促進

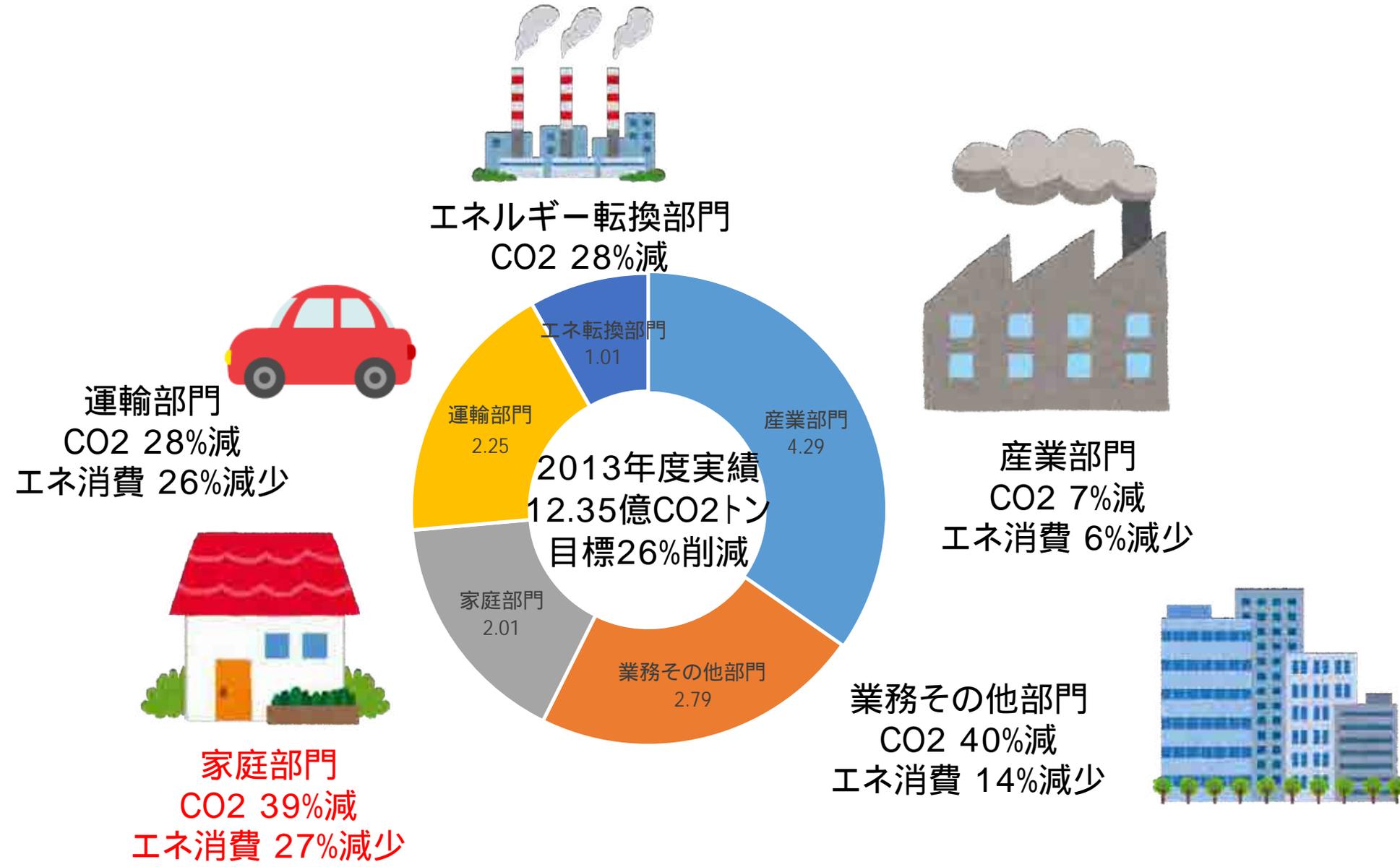
**「できることだけやる」フォワードキャスティングは大失敗** **脱炭素と健康快適な生活という「目標からの逆算」バックキャスティングへ転換を**

- 目先でできることの積み上げ「フォワードキャスティング」では間に合わない 住宅断熱の遅れは典型的な大失敗
- 脱炭素化と望ましい居住福祉を念頭に、目標からの逆算「バックキャスティング」への政策転換が必要
- 断熱・省エネ・太陽光発電 全て「高いレベル」を設定し「期限厳守」で適合義務化 特に建物の断熱は早急な対策が不可欠

**建築行政の主要テーマに省エネ・ゼロエネをしっかりと組み込むべし**

- すでにロードマップは査定済 必要なのは「やる気」と「スピード感」 「高いレベルの目標」を「タイムリミット厳守」せよ!
- 住生活基本計画に断熱・省エネ・ZEHを明記 住宅行政の根幹に省エネ・ゼロエネを据えるべき
- 建築行政の主管である国交省が中心となって、住宅の脱炭素化と健康・快適な暮らしの実現に責任をもつべし
- 勉強しない「キリの生産者」保護をやめて、勉強熱心な「ピンの生産者」のサポートに政策を転換しよう

# パリ協定達成に向けたCO2排出量削減の2030年目標



家庭部門(住宅)のCO2 39%削減は、達成が相当困難(ほぼ不可能)と予想される

# 「家電の効率頭打ち」「少人数世帯の増加」「健康快適な室内環境」で住宅の省エネが困難に

従来の省エネをリードしてきた  
家電・給湯機・エアコンの  
効率向上が頭打ち

(トップランナー制度も名前だけ)



少人数世帯の増加に伴う  
1人あたりCO2排出量の増加



健康・快適な室内環境の  
確保が必須の時代に



これまでの小手先の対応では脱炭素化と健康・快適の両立は不可能

<b>断熱</b> による 暖冷房の負荷削減	×	<b>高効率設備</b> による 省エネ	+	<b>太陽光発電</b> による 創エネ
---------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------

「断熱」「高効率設備」「太陽光発電」の3点セットで建物全体の性能向上が不可欠

# 健康・快適は日本の全ての家で必ず実現すべき「基本性能」 オマケでも贅沢でもない！

冬は寒さを感じない

夏は暑さを感じない



キレイな空気をいつも吸えること



健康・快適な暮らしは  
住まいの絶対必要条件！  
全ての人に届けよう！



**OK!** 電気代の心配をなくすために  
建物の断熱・気密と  
高効率設備・太陽光発電  
省エネ3点セットも忘れずに！

「健康・快適な暮らし」を「少ない電気代」で実現するのが真の省エネ！

# 「省エネは命に関わらない」から義務化はいらぬのか？

命にかかわる耐震は  
(一応)適合義務化済



間違った省エネ

我慢と忍耐



不健康・不快



真の省エネとは

「健康・快適な暮らし」を「少ない電気代」で  
実現すること



住まいは国民が人生の過半を過ごす場所  
住宅の省エネは  
「命」と「人生」そのものにかかわる大問題

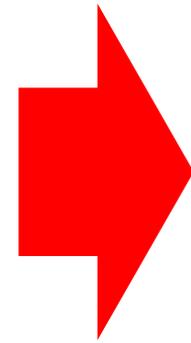


真の省エネは健康・快適な暮らしとセット 「省エネは国民の命と人生にかかわる」大問題

# アフターコロナの社会において、生活の中心は再び住宅に！

オフィス長時間勤務 + 遠距離通勤  
= CO2大量排出 + 体力・精神の消耗

在宅勤務 + ゼロエネ住宅  
= 健康・快適な暮らし + 脱炭素化

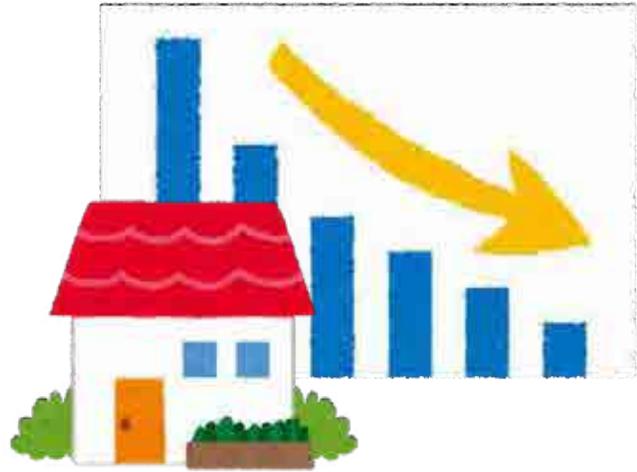
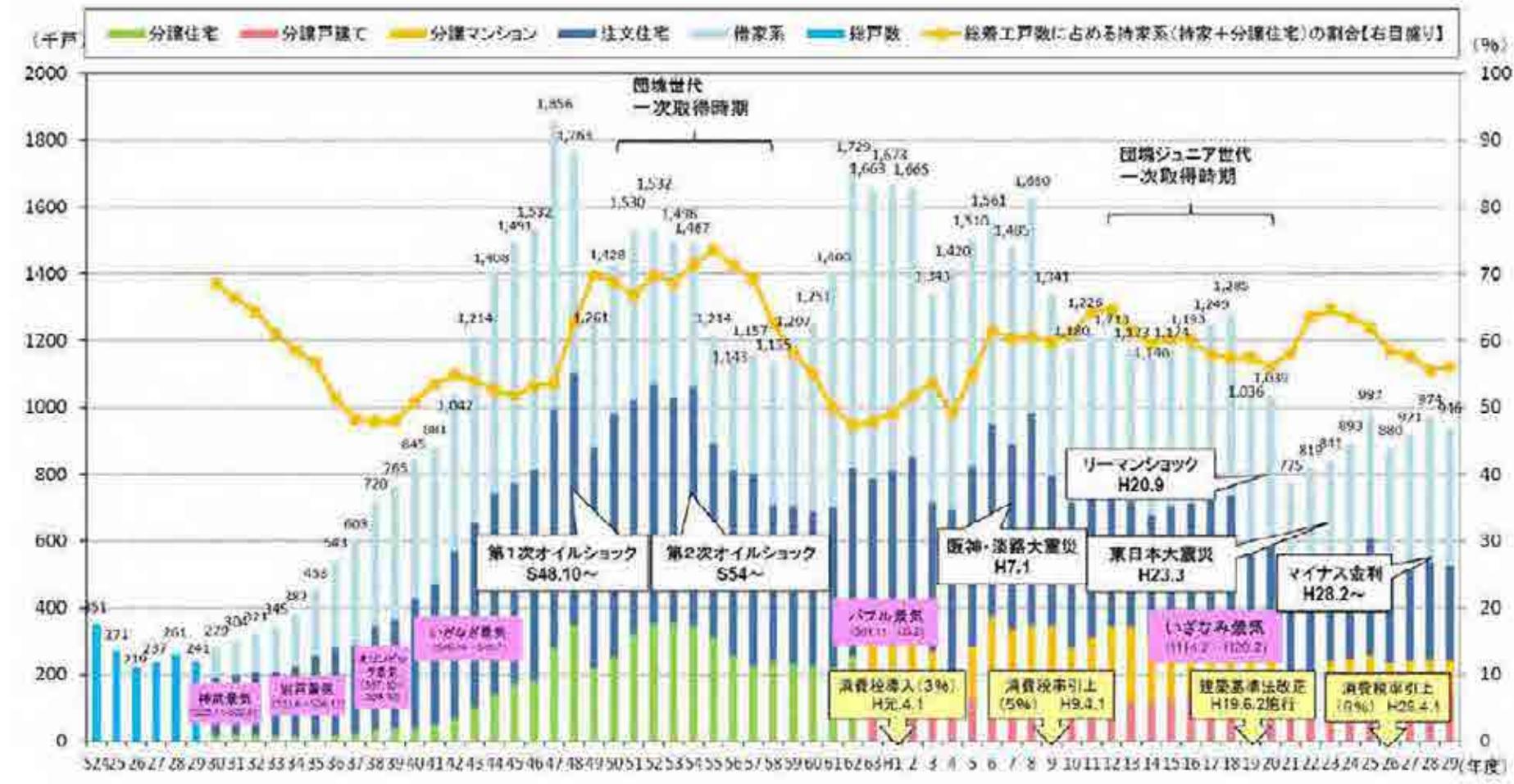


今こそ「住宅への集中投資」で健康・快適な暮らしと脱炭素の一石二鳥を目指すべき！

# 長く使われる住宅はロックイン効果大きい 新築の高性能義務化が大至急必要！

## (参考) 新設住宅着工戸数の推移【長期】(年度) 国土交通省

○昭和42年度に100万戸を越えた以降、景気の影響などにより増減を繰り返しながらも、100万戸を超える水準で推移。  
 ○リーマンショックにより大幅な減少が見られ、40年ぶりに100万戸を下回ったものの、平成21年度以降は緩やかな持ち直しの傾向が継続。  
 ○平成29年度は、持家、貸家、分譲住宅ともに減少して、合計94.6万戸となり、平成26年度以来はじめての減少(▲2.8%)となった。



新築着工数の減少  
 住宅の長寿命化  
 中古住宅の流通増加

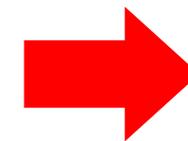
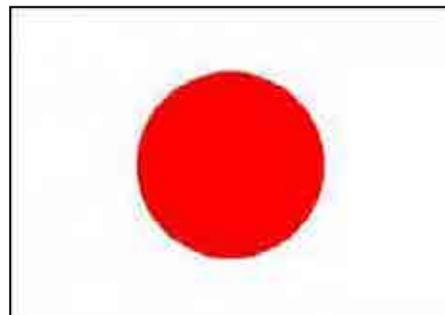
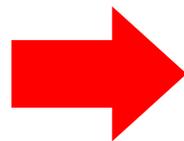
今すぐ全ての新築を  
 高性能にしなければ  
 良質な住宅ストックを  
 残すチャンスは  
 二度とこない！

※52~29年度は、利用関係別に統計をとっていない。 ※一次取得時期は30代前半(30-34歳)とした。(資料)住宅着工統計(国土交通省) 112



お施主さん家族が幸せになる家造りが最優先 それが省エネ・省CO2につながる

健康・快適な暮らしを  
いつまでも電気代の心配なく  
全ての人に！



なにより家はお施主さん家族のため！  
ZEHにしなければもったいない！

建物の性能・高効率設備・太陽光発電を  
確実に確保して

健康・快適な温熱空気環境を  
なるべく電気を買わずに実現する！  
今なら全然難しくない！

ついでに  
省エネ

ZEHが増えれば  
日本が豊かに

化石燃料の消費低減

海外への依存低減  
外貨流出の抑制

ついでに  
省CO2

CO2が減れば  
地球のため

温暖化抑制のため絶対必要

排出権取引に頼らなければ  
外国にお金を払う必要なし

断熱による  
暖冷房の負荷削減

×

高効率設備による  
省エネ

+

太陽光発電による  
創エネ

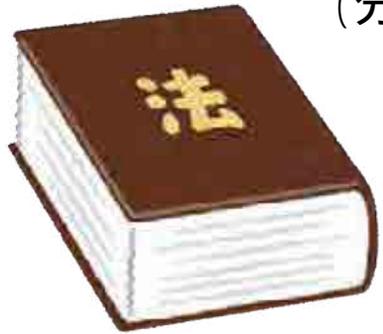


### 様々な施策が実施済

建築物省エネ法  
報告・説明義務化

トップランナー基準  
大手生産者のみ対象  
(分譲戸建・注文戸建・賃貸)

ゼロエネルギー住宅ZEH  
断熱 + 高効率設備 + 太陽光発電



# 断熱のみ任意基準

# 断熱 & 1次エネ規制の「省エネ基準」に移行



国交省主管の1次エネ計算WEBプログラムで  
エネルギー消費量の  
「基準値」と「設計値」を計算する！

建築物省エネ法の求める  
断熱等級4と一次エネ等級4の両方を  
満たしていれば「省エネ基準適合」

1999年制定の断熱等級4に  
2012(?)年頃の標準設備を設置した場合の  
1次エネルギー消費量が「基準値」

当該建物の「設計値」が基準値を下回れば  
一次エネルギー消費量等級4

H21事業主基準で1次エネ規制が導入  
H24低炭素基準・H25省エネ基準 2016年建築物省エネ法

1次エネ基準値

省エネ性能



断熱のみ規定・設備効率不問・任意

建物の断熱性能

断熱等級2

断熱等級3

断熱等級4

HEAT20 G1  
断熱等級5?

HEAT20 G2  
断熱等級6?

# 省エネ基準より上の省エネ性能 省エネラベリングBELS & トップランナー制度



省エネラベリング

省エネ基準の1次エネ基準値から更なる省エネ性能を認めるのが省エネラベリング制度BELS

基準値から20%減

BEI 0.8

1次エネ20%減

トップランナー制度(注文戸建)

基準値から15%減

BEI 0.85

1次エネ15%減

トップランナー制度(分譲戸建)

基準値から10%減

BEI 0.9

1次エネ等級5

誘導基準  
トップランナー制度(賃貸)

1次エネ基準値

BEI 1.0

建築物省エネ法  
1次エネ等級4

大手住宅供給事業者限定で省エネ基準より高いレベルの省エネ性能を要求するのがトップランナー制度

省エネ性能

旧基準  
(1980)

新基準  
(1992)

次世代基準  
(1999)

断熱のみ規定・設備効率不問・任意

建物の断熱性能

断熱等級2

断熱等級3

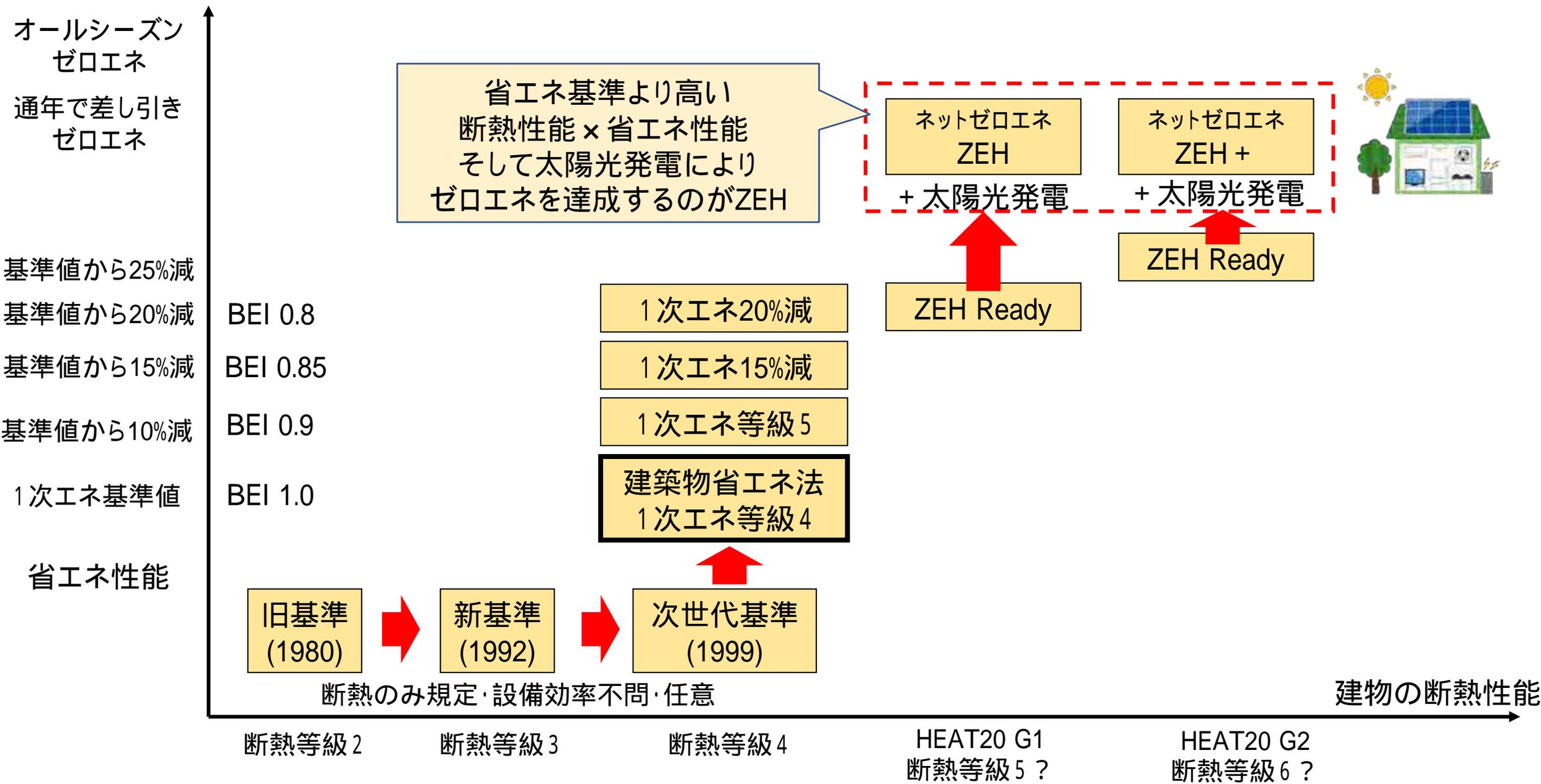
断熱等級4

HEAT20 G1  
断熱等級5 ?

HEAT20 G2  
断熱等級6 ?

# 省エネ基準より高いレベルの断熱 + 省エネ性能

# 太陽光発電を載せてZEHへ

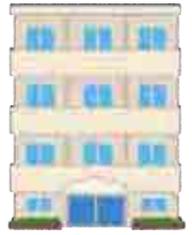


# 現状の住宅種類別 省エネ規制は十分か？

通年で差し引き  
ゼロエネ



ZEH率  
25%



大手のみ  
トップランナー  
1次エネ15%減



基準値から20%減

基準値から15%減

基準値から10%減

1次エネ基準値

省エネ基準  
説明義務

大手生産者のみ  
トップランナー  
1次エネ20%減

省エネ基準  
届出義務



大手生産者のみ  
トップランナー制度  
1次エネ10%減

省エネ性能

注文戸建 (約28万戸)

分譲戸建  
(約15万戸)

分譲共同  
(約12万戸)

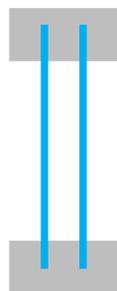
賃貸(約40万戸)

住宅種類 (年間新築数)

# 現在の省エネ規制の何が問題か？

## 問題1：目標のレベルが非常に低い

1999年の断熱等級4  
単板ガラス・アルミ枠



2012年(?)頃の標準設備  
(実質は2000年レベル)

従来型ガス給湯機



白熱灯あり照明



現行の  
省エネ基準

現状の市場ではすでにマイナー！

## 問題2：適合義務化のタイムリミットなし

説明義務化では  
基準未達の家が残る



トップランナーでは  
中小業者は野放し



適合義務化の期限は未定！

## 適合義務

外皮性能・一次エネを計算して  
省エネ基準に適合しなければ建てられない！



当初は2020年度に  
全ての建築物で  
適合義務化の予定

## 届出義務

外皮性能・一次エネを計算して届出までが義務  
省エネ基準に適合する必要はない  
(あまりひどいと指導が入るかも?)



大規模・中規模の  
住宅は  
届出義務のままに

## 表示義務

省エネ計算して表示・購入に参考にしてもらう  
省エネ基準の適合・届出は必要なし！



小規模住宅は  
2021年度から  
説明義務化止まり

## 説明義務

省エネ法を説明して基準適合を勧める(?)義務  
省エネ計算は必要(?)だが適合義務なし



## 努力義務

計算・クリア・届出 一切必要なし！



←いままではこれ

## 省エネ基準の適合義務化が必要ない(とされる)理由のウソとホント

- 省エネ基準を適合義務化すると家が高くなり、施主の負担になる？
  - →すでに高断熱な窓や断熱が普及しており、省エネ基準レベルの断熱は実質ゼロコスト
- 省エネ基準の適合率が6割程度と低いから適合義務化は不可能？
  - →すでに省エネ基準レベルは一般的であり、設計者が省エネ計算ができないのが主因
- 断熱・省エネ性能の計算が大変？
  - →モデル住宅法など簡易な評価方法が用意されているのでノープロBLEM
- 「説明義務化」や「トップランナー制度」で住宅の省エネは十分？
  - →取り残される人が出ないため、適合義務化が必要
  - →現状でほぼクリアしている程度の低レベルなので実効性が低い
  - →省エネ効果の試算は根拠不十分 おそらく値は水増しされている
  - →ZEH対応が遅れている 国交省担当の工務店はZEH実績が目標の1/4！
- 一般消費者は断熱や省エネに興味がない？
  - →だからこそ住んだ後に後悔しないよう省エネ義務化が必要 新築時こそコスパ良！
- 戸建住宅は数が多く規制の効率が悪い？
  - →戸建の棟数が多いのは事実 規制手続き増大への対応は必要

# 省エネ基準を適合義務化すると家が高くなり、施主の負担になる？

1999年制定の断熱等級4 + 2012年(2000年)の標準設備

温暖地では  
ペアガラス  
+

低効率の  
従来型ガス給湯機

白熱灯ありの  
照明設備

中程度の  
エアコン暖冷房

アルミサッシ想定



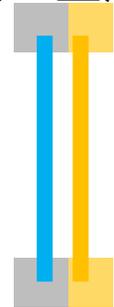
省エネ基準の  
想定



より高断熱な  
Low-Eガラス + 複合サッシが  
市場の主流に

エコジョーズやエコキュート  
高効率給湯機が当たり前

LED照明が当たり前

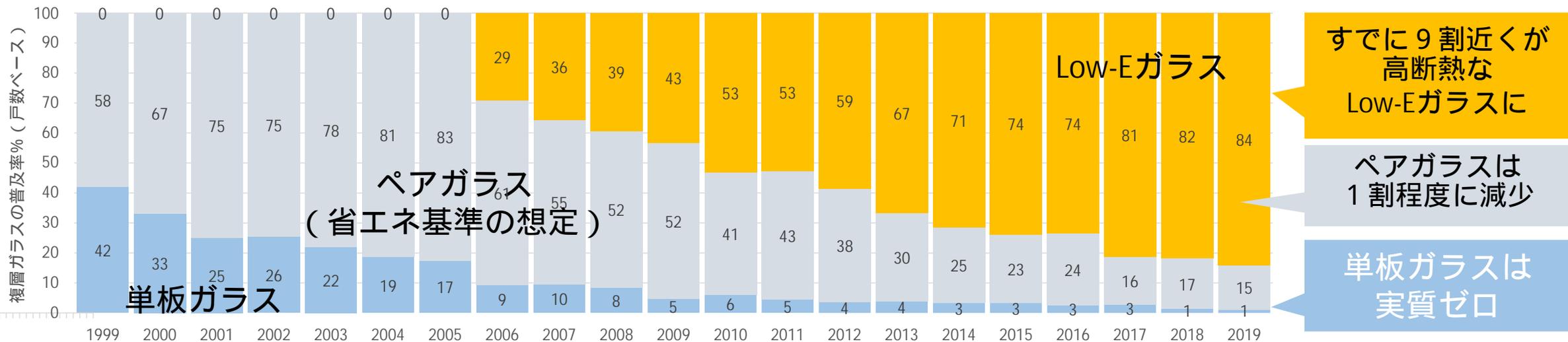


現状の  
市場

省エネ基準の想定より市場の断熱・設備はレベルアップ 適合義務化はなんら問題なし

# 省エネ基準が想定する低断熱なペアガラスのシェアはすでに15%以下に減少

新築一戸建住宅用ガラスの出荷シェア（戸数ベース）



出展：日本板硝子協会統計



開口部メーカー  
営業

**すでに窓は省エネ基準の求める断熱等級4をクリアしている**

新築の開口部は樹脂窓+アルミ樹脂複合窓の出荷構成が現状約70%あり、また、新築のLOW-E化率が9割に達している点などから、省エネ基準 断熱等級4の義務化はまったく問題ないと考えます。

**断熱改修も視野に、断熱性能の義務化が必要**

省エネ基準義務化を回避した要因のひとつとされる断熱強化による追加費用ですが、開口部においては物理的な追加金額は、ほとんどの物件で発生しないと推測します。むしろ、課題であるストック住宅の断熱改修(特に第一歩となる開口部断熱改修)の機会を増加させる為にも、改めて義務化の必要性を感じます。

**高断熱なLow-Eガラスが市場の8割以上 省エネ基準適合の追加コストは実質ゼロ！**

# 「断熱はペイしない」という計算結果は本当か？

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について 第二次報告案

【省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間】

一定のモデル<sup>13)</sup>のもと省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間は、表4のとおりとなっており、中規模建築物（住宅以外）は10年と比較的短期間である一方で、住宅及び小規模建築物（住宅以外）は比較的長期間となっている。

（表4）省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間<sup>14)</sup>

		大規模	中規模	小規模
住宅	単板ガラスを想定	20年～23年	17年～19年	35年～44年
	複層ガラスを想定	10年～11年	10年～12年	22年～30年
建築物（住宅以外）		8年	10年	14年



建築物省エネ法が想定する暖冷房使用は「超控えめ」！

「居室間欠」の空調設備を選択した場合に想定されている暖冷房スケジュール



比較対象が悪すぎる  
いまどき単板ガラスの新築は  
ほとんどない

断熱の追加コストを過大評価  
高性能建材の  
低廉化を無視している

暖房の使用をごく控えめに想定  
断熱による暖房費削減効果が過少評価  
健康・快適な室内環境を  
確保するには全く不十分

健康・快適な暖房を前提とすれば、高断熱化は短期間にペイする賢い投資である！

# 説明義務化で十分？ 「評価・説明を希望しない」に施主のサインをもらえばスキップ可能！

出展：省エネ性能の説明に用いる様式

快適・安心に暮らす  
**省エネ住宅のススメ**

省エネ住宅とは

省エネ性能に関する2つの基準

**1 住まいの熱を快適にコントロールできること!**

断熱・気密・気体との自然の性能に頼る必要がありません。(気密基準)

**2 住まいのエネルギーを賢く使えること!**

暖房機、換気機、給湯機、照明など住宅で使うエネルギー消費量に関する基準があります。(一次エネルギー消費量基準)

省エネ住宅のメリット

**メリット① 環境と設計に優しい**

省エネ性能の高い家電や設備、自然に良い材料など省エネの性能・効果も、導入することでエネルギーの効率的削減でき、環境も負担を減らすことができます。人間も自然と省エネになります。

**メリット② 毎日の健康な暮らしを**

省エネ性能が高い断熱・気密・気体・換気機の設置。高気密高気密など、住まいの健康づくりにつながります。

**メリット③ 一年中快適な空間に**

断熱性能が高いと季節の暑さや寒さで室内温度が安定し、一年中、快適な空間に過ごせることができます。

**メリット④ 災害時も頼りに**

省エネ性能が高い断熱・気密・気体・換気機など、災害時の避難場所などにも役に立ちます。

省エネ住宅のススメ <http://shoene-jutaku.jp>

**説明義務制度とは**

建築士は、2007年7月の建築基準法改正に伴い、建築士に対して省エネ基準への適合性について書面を交付して説明することが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律で義務付けられています。また、建築士は、建てようとする住宅について、省エネ基準に適合するよう努力義務が建築士法で課せられています。建築士から積極的に説明を求めて、省エネ基準に適合する住宅を目指しましょう。

建築士から → 建築士へ

「建築士の皆さん、省エネ基準に適合して頂きたいです。」

**説明内容**

1) 省エネ基準への適合  
2) (省エネ基準に適合していない場合)省エネ性能確保のための措置の内容

**断熱・省エネ基準に関するお問い合わせ先**

一般財団法人建築基準・省エネサポートセンター

省エネサポートセンター  
882マリーダイヤル0120-882-122  
受付時間(平日) 9:30~12:00 / 13:00~17:30

**断熱・工事関係に関するお問い合わせ先**

一般社団法人 日本建築設計士協会連合会

建築省エネ・アシストセンター  
TEL: 03-5276-3535  
(受付時間) 平日 10:00~17:00 / 11:00~16:00

建築士からの省エネ性能の確保に関するご依頼は、各地域の建築士事務所協会

電話番号は「建築士会」のホームページで検索  
※お住まいの地域には建築士事務所がない場合は、お近くの建築士会へお問い合わせください。  
TEL: 03-3532-1234 / URL: <http://www.njsa.jp/>

その他、住宅に関するお悩みやご相談は、  
公益財団法人住宅リフォーム・推進事業支援センター

お住まいのダイヤル: 0570-016-100  
サービス時間: 9:00~18:00 / 10:00~17:00  
(受付時間) 平日 10:00~17:00

省エネ基準への適合を希望します 氏名

建築士からの説明及び依頼を希望しない場合は、以下についてご記入下さい。

建築士の氏名 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_

建築士の住所 \_\_\_\_\_

建築士の氏名 \_\_\_\_\_

建築士事務所 \_\_\_\_\_

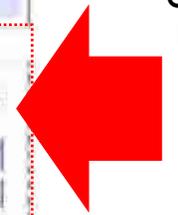
評価及び説明を希望しません

国が余計な制度を作りまして…  
時間がムダになる説明とか  
お金がムダになる省エネ評価とか  
まさか希望されませんか？



どうでもいい説明とか  
余計なお金がかかる評価なら  
やってもらわなくていいわ

お施主さんを丸め込んで  
「評価も説明もいらない」  
ってサインさせちゃえば  
省エネ基準なんて  
守らなくていいのさ!



# 「民間丸投げ」「施主の自己責任」「キリの供給者保護」では住宅の省エネは絶対進まない

省エネはうちの重要テーマじゃないんで  
民間事業者の方々よろしく～



家を買うときに省エネ考えなかった  
お施主さんの自己責任ですよ～



うちの組合に  
対応できないってのが  
1人いるんだよ！  
そいつが食べなくなる  
規制なんて  
絶対やるんじゃないぞ！



新建ハウジング 三浦様  
(工務店向けメディアの立場から)  
一般的な住宅供給者に対して  
現行の誘導施策では力不足  
省エネ基準から長期優良・ZEH  
まで適合義務化を行うべき  
日本の職人はやればできる



愛知県建設組合 横井様  
(施工者の立場から)  
断熱・気密の義務化で  
優秀な施工が評価される  
地域でしっかり施工できる  
職人は育てている  
彼らが主役になるべき



円昭 前田様  
(不動産業者の立場から)  
お施主さんは住宅購入時に  
省エネに興味がない  
省エネ適合義務化とともに  
高性能住宅の価値を  
査定する仕組みが必要



明和地所 今泉様  
(不動産業者の立場から)  
建売・賃貸事業者は  
規制対応に慣れている  
適合義務化されれば  
すぐに対応でき  
コストダウンにつながる

**省エネ基準の適合義務化は不可欠 まともな供給者の対応も全く問題なし！**

# 「説明義務化」ではなく「適合義務化」が必要な理由

説明義務化では  
省エネ基準を満たさない家を  
建てられてしまう



家を買うときには気づかない  
けど後で後悔する人が  
いないように



断熱や太陽光発電は  
後から載せようとする  
と余計なお金がかかる



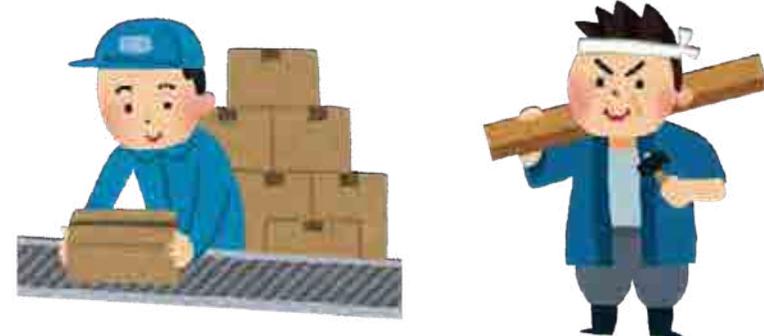
断熱や太陽光発電は  
新築時の方が  
はるかに安い



適合義務化がないと  
メーカーは低～高性能対応で大変  
施工も現場ごとに違う仕様で混乱



高性能を標準化し  
生産流通の簡素化・施工効率化で  
コストダウンを促進



寒さと高い電気代に苦しむ「取り残される人を出さない」ために適合義務化は必須！

# 適合義務化しなくてもパリ協定の目標は達成できるから問題ないのか？

国土交通省 第二次報告案に盛り込まれた対策を踏まえた  
新築の住宅・建築物において 実現すべきエネルギー削減量の達成見込みについて

(民生部門、業務部門のうち国土交通省の施策対象となる分野)

(単位：万 kL)

	建築物	住宅	合計
新築	332.3	314.2	646.5
既存ストックの改修	41.1	42.5	83.6
合計	373.4	356.7	730.1

〈無対策ベースにおける基準別の新築総数に占めるシェアに係る試算の前提〉

○ 2010 年度時点の基準別の新築総数に占めるシェアのまま推移。

	2013 年度	2015 年度	2020 年度	2025 年度	2030 年度
S55 年基準 <sup>*1</sup>	18%	18%	18%	18%	18%
H4 年基準 <sup>*2</sup>	39%	39%	39%	39%	39%
省エネ基準 <sup>*3</sup>	33%	33%	33%	33%	33%
誘導基準 <sup>*4</sup>	4%	4%	4%	4%	4%
トップランナー基準 <sup>*5</sup> 以上	6%	6%	6%	6%	6%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

②第二次報告案に盛り込まれた対策を踏まえた対策ベースにおける基準別の新築総数に占めるシェアに係る試算の前提

○ これまでの実績や第二次報告案に盛り込まれた対策の効果を踏まえ、下表のとおり想定。

	2013 年度	2015 年度	2020 年度	2025 年度	2030 年度
S55 年基準	7%	1%	0%	0%	0%
H4 年基準	48%	53%	24%	7%	7%
省エネ基準	18%	22%	22%	23%	7%
誘導基準	11%	10%	18%	10%	21%
トップランナー基準以上	16%	14%	36%	61%	65%
合計	100%	100%	100%	100%	100%



無対策ケースではすでに現状でごく少ない低性能住宅の比率を将来にわたって極端に大きく見積もっている

対策ケースでは強制力のない説明義務化と  
大手限定のトップランナー制度で  
ほとんどの家が誘導基準以上になると予想

バックデータ・計算過程のほとんどは未公開  
開示部分も無対策・対策ケースともに不自然で  
対策効果の水増しの疑いが濃厚  
すべての根拠データと表計算シートを即時公開し  
妥当性検証と改善をオープンに行うべし

# そういえば京都議定書の目標はどうなったのか？

CO2排出量換算(億トン/年)



産業

運輸

業務ビル

住宅

1990実績

4.82

2.17

1.64

1.27

2008～2012  
実績

4.13

2.31

2.38

1.79

2008～2012  
目標

4.26

2.42

2.09

1.40



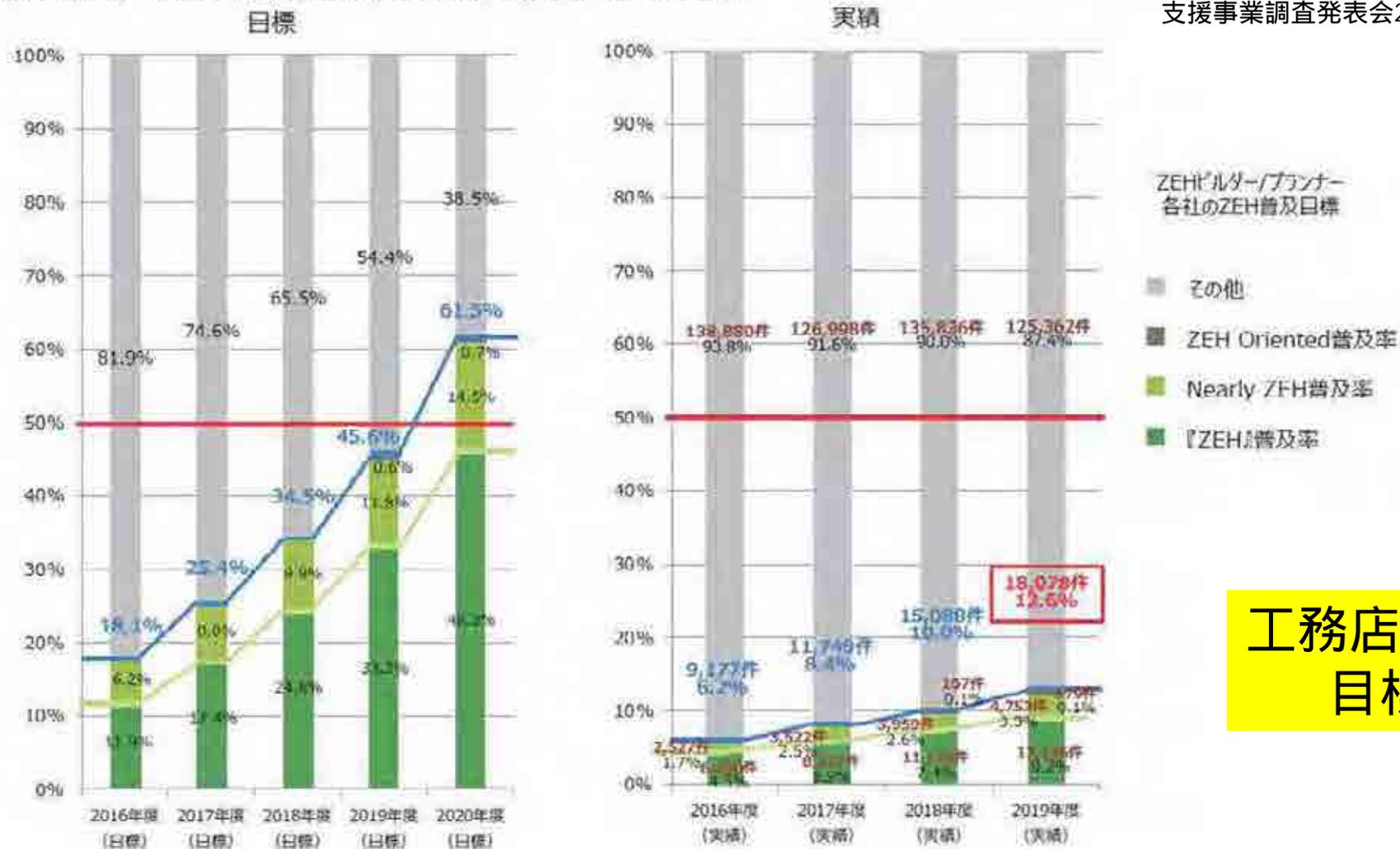
業務ビルと住宅は目標大幅未達 失敗した監督省庁はどのように責任をとったのか？  
なぜ未達だったのか？ パリ協定で同じ間違いをしないのか？ 当然検証して公開すべき

ZEHビルダー/プランナー

## 2-3-13. ZEHビルダー/プランナー-ZEH普及の目標と実績（一般工務店）

➤ 一般工務店における普及目標と、普及実績の推移は以下のとおり。

出展：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス  
支援事業調査発表会2020



**工務店のZEH実績は  
目標の1/4！**

**工務店を監督する国交省の責任は？ 真面目にZEHに取り組んでいると言えるのか？**

# 住宅省エネ施策でもお約束の「縦割り行政」と「縄張り争い」の噂

国交省の住宅施策ではZEHがほとんど無視されている

経産省は独自に住宅生産者向けにZEHビルダー登録制度を新設

## 改正建築物省エネ法の概要

特色は改正建築物省エネ法（令和元年5月17日公布）の改正内容

出展：国土交通省 改正建築物省エネ法の概要

規制措置

### ● 適合義務制度

法公布後  
2年以内施行

内容 新築時における省エネ基準への適合義務

基準適合について、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の省エネ適合性判定を受ける必要

※ 省エネ基準への適合が確認できない場合、着工・開業ができない

対象 2,000㎡以上の非住宅建築物

⇒ 対象を300㎡以上の非住宅建築物に拡大

### ● 説明義務制度（新規創設）

法公布後  
2年以内施行

内容 設計の際に、建築士から建築主に対して、

省エネ基準への適合性の説明を行う義務

対象 300㎡未満の住宅・建築物

### ● 届出義務制度

内容 新築時における所管行政庁への省エネ計画の届出義務（不適合の場合、必要に応じ、所管行政庁が指示・命令）

⇒ 住宅性能評価やBELS等の取得により、届出期限を着工の21日前から3日前に短縮

⇒ あわせて、指示・命令等の実施を強化

対象 300㎡以上の住宅

### ● 住宅トップランナー制度

内容 住宅トップランナー基準（省エネ基準よりも高い水準）を定め、省エネ性能の向上を誘導（必要に応じ、大臣が勧告・命令・公表）

対象 分譲戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者  
注文戸建住宅を年間300戸以上供給する事業者  
賃貸アパートを年間1,000戸以上供給する事業者

誘導措置

### ● 容積率特例に係る認定制度

誘導基準に適合すること等についての所管行政庁の認定により、容積率の特例を受けることが可能

⇒ 対象に損数の建築物の建替による取組を追加

※ 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分算入（10%を上限）

### ● 省エネ性能に係る表示制度

基準適合認定制度（省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨を表示することが可能）

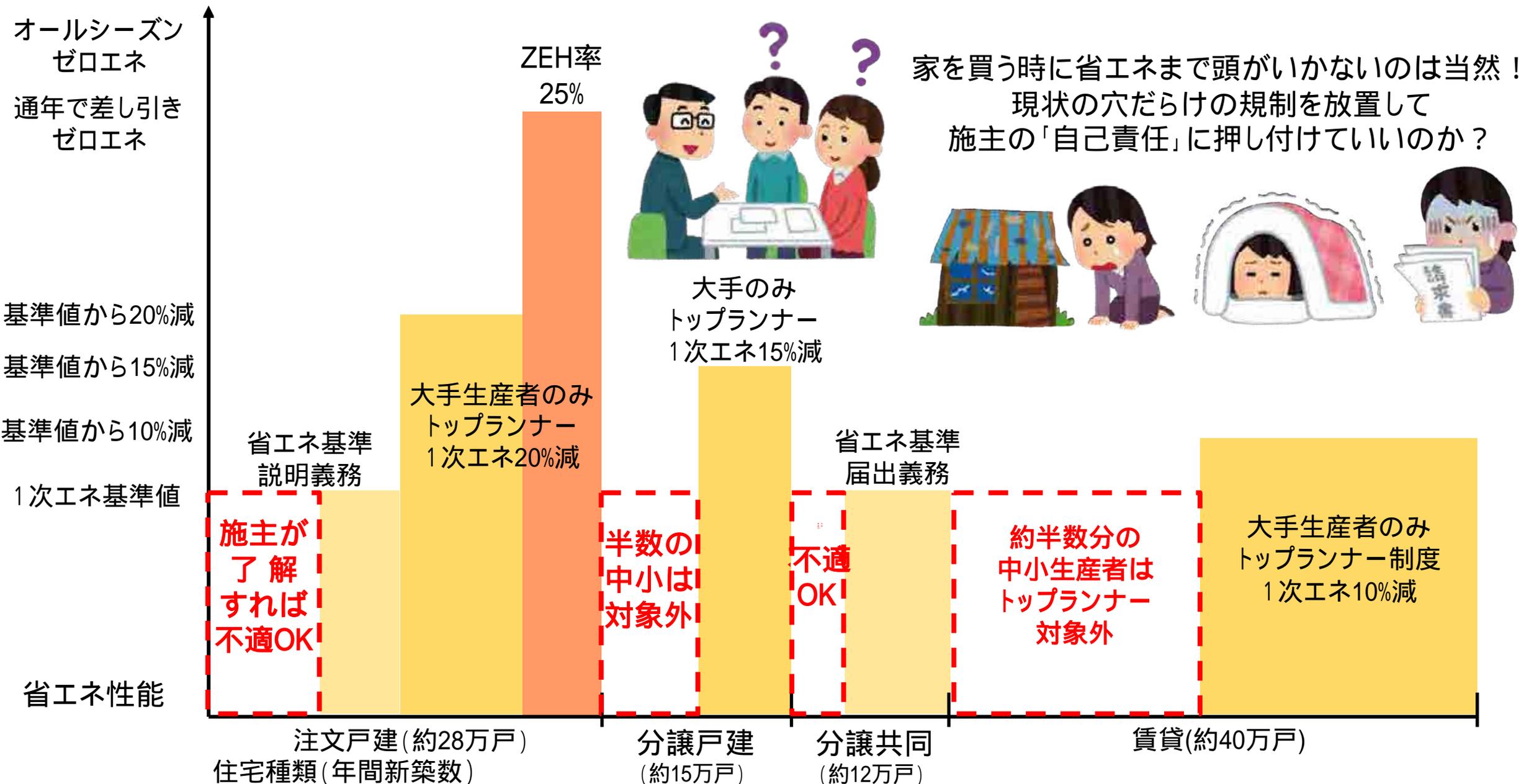
BELS（建築物省エネルギー性能表示制度、登録省エネ判定機関等による評価を受ける。省エネ性能に応じて5段階の★を表示することが可能）

● その他（基本方針の策定、建築主等の努力義務、建築士等に対する指導助言、新技術の評価のための大臣認定制度、条例による基準強化、等）



省庁間の一貫しない施策に振り回されて、真面目な住宅生産者は混乱

# 「施主は省エネを希望しない」が正しいなら、なおさら適合義務化が必要！



## 断熱や太陽光発電は新築時こそ安い！ 高いレベルの省エネ適合義務化で国民を守ろう！

# 「施主の自由」だから 「財産権」があるから 省エネは適合義務化できない？



説明聞いても分かんない！  
省エネ基準なんて無視して  
好きな家を建てよっと！

子供たちが寒いとか  
抜かしているが  
我慢させるぞ  
甘えるな！身体を鍛えろ！

寒いとかで子供はみんな  
出て行ってしまったわい  
ワシも寒さと電気代が  
こたえてきたが  
後悔なぞ絶対せんぞ…

うっこれが噂の  
ヒートショックか…  
ワシは間違ってた…  
あの時の自分を  
殴りたいぞ…



自由だからといって  
どんな家でも建てられることが  
本当の利益になるのか？

住宅を建てるのにも  
膨大な資源とエネルギー  
社会の資産を  
消費する！

僕たち私たち  
自分で家を選んだ  
わけじゃないのに  
なんでガマンしないと  
いけないの？

夫があの時ちゃんと  
考えてくれていれば…  
残りの人生が辛いわ…

お父さんの家も  
地球もボロボロ…  
私たちどうすれば…



「省エネは財産権を侵害する」  
と誰か本当に言っているのか？



自由や財産権を放任の言い訳にするな 法哲学と倫理の面からちゃんと議論と方針決定を！